

伊達市議会有料広告掲載の取扱いに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、市議会が募集する有料の広告枠に広告を掲載する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の媒体)

第2条 市議会が広告を募集するもの(以下「広告媒体」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 伊達市議会だより
- (2) その他議長が認めるもの

(掲載の申込者)

第3条 広告の掲載を申し込むことができる者は、次の各号に掲げる広告の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、議長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 事業者に関する広告 市内に事務所又は事業所を有する者
- (2) 個人に関する広告 市内に住所を有する者
- (3) 任意団体に関する広告 主たる活動場所が市内であって、かつ、市内に住所を有する者が代表を務める団体

(掲載の基準)

第4条 議長は、広告の掲載に係る本市議会の信頼性及び公平性を保つとともに、本市の他の広告の掲載基準との整合性を図るための掲載の基準を別に定める。

2 前項の基準は、伊達市企業広告掲載規則(平成20年伊達市規則第15号。以下「市規則」という。)

第3条の規定により市長が定める掲載の基準(以下「基準」という。)とする。

(広告の規格等)

第5条 広告媒体に掲載する広告の規格等は、次のとおりとする。

- (1) 規格及び広告料
 - ア 横180ミリメートル及び縦45ミリメートルの枠 1枠当たり 20,000円
 - イ 横87ミリメートル及び縦45ミリメートルの枠 1枠当たり 11,000円

(2) 掲載期間

連続して掲載できる期間は、議長が必要と認めた場合を除き12箇月分を限度とする。

(掲載希望者の公募等)

第6条 広告の掲載の募集は、伊達市議会だより、本市議会のホームページ等により前条の規定により定めた事項を明示して行う。

(掲載の申込み)

第7条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、伊達市議会広告掲載申込書(様式第1号)により、議長に申込みをしなければならない。

(掲載の決定等)

第8条 議長は、広告の掲載の申込みがあったときは、掲載の申込みに係る広告の内容(以下「掲載内容」という。)を第4条による基準により審査し、広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 議長は、掲載内容に疑義があるときは、伊達市議会だより発行規程(令和3年伊達市議会訓令第3号)第5条に規定する伊達市議会広報委員会に意見を求めることができる。

3 議長は、広告の掲載の可否の決定をしたときは、伊達市議会広告掲載決定通知書(様式第2号)又は伊達市議会広告非掲載決定書(様式第3号)により当該決定をした者に通知するものとする。

(掲載の優先順位)

第9条 前条第1項の規定により広告掲載の可否を決定するに当たり、1の広告枠に複数の申込みがあるときは、次の各号に掲げる申込者に応じ、当該各号に定める順位を付し、その順位の最も高い者を広告を掲載する者(以下「広告主」という。)として決定するものとする。

(1) 民間企業等のうち公共性のある企業で、市内に事業所等を有するもの 第1位

(2) 前号以外の民間企業等で、市内に事業所等を有するもの 第2位

(3) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びこれらに類するもの 第3位

(4) 前3号に掲げるもののほか、議長が認めるもの 第4位

2 前項の規定により複数の申込者に対し順位を付した場合において、最も高い順位を付した申込者が複数あるときは、抽選によりそれらの申込者のうちから1者を広告主として決定するものとする。

(広告料の納付)

第10条 広告主は、指定された期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

(広告主の責任等)

第11条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の作成に要する経費は、広告主の負担とする。

3 議長は、次条の規定により企業広告の掲載を取り消した場合において、当該広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わないものとする。

4 広告主は、企業広告の掲載により第三者に損害を与えたときは、広告主の責任及び負担においてこれを解決しなければならない。

(掲載の取消し)

第12条 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条第1項の規定による広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定された日までに広告の原稿等を提出しなかったとき。
- (2) 指定された日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (3) その他議長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

(広告料の返還)

第13条 納付された広告料は、原則として返還しない。ただし、掲載の承認後、広告主の責に帰さない理由により掲載できなかった場合は、その全部又は一部を返還することができる。この場合において、返還する広告料には、利子は付さない。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

伊達市議会広告掲載申込書

伊達市議会議長 へ

申込者 住所(所在地)
氏名(名称)
電話番号
担当者氏名

有料広告の掲載について、下記のとおり申し込みます。

記

- 1 広告媒体(番号を○で囲んでください。)
(1) 伊達市議会だより
(2) その他 ()
- 2 掲載希望期間
- 3 広告の内容(広告の案等を添付してください。)
- 4 権利関係の確認(確認済の場合は、□内にレ印を記入してください。)
広告の内容について、著作権等の知的財産権及び肖像権等の人格権等に問題
ありません。



確認済：□

年 月 日

様

伊達市議会議長

印

伊達市議会広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました広告掲載について、下記のとおり掲載することに決定しましたのでお知らせします。

記

1 広告媒体

(1) 伊達市議会だより

(2) その他 ()

2 掲載希望期間

3 広告掲載料

円

4 納付期限等

納入通知書により市長が定める期限

5 原稿等の提出期限

年 月 日

6 その他

年 月 日

様

伊達市議会議長

印

伊達市議会広告非掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました広告掲載について、下記のとおり掲載することに決定しましたのでお知らせします。

記

1 広告媒体

（1）伊達市議会だより

（2）その他（ ）

2 掲載できない理由